

平成18年6月29日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成17年(ワ)第3060号 過払金返還等請求事件

口頭弁論終結日 平成18年6月13日

判 決

福岡県

原 告

同訴訟代理人弁護士 平 広 志

福岡県久留米市日吉町24番地の2

被 告 モデルクレジット株式会社

同代表者代表取締役 二 又 一 郎

主 文

- 1 被告は、原告に対し、172万6720円及び内金である別紙損害金計算書の「請求債権元金」欄記載の各金額について「遅延損害金起算日」欄記載のそれぞれの日から支払済みまで「損害金年率」欄記載のそれぞれの割合による金員を、内金40万円に対する平成17年11月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、貸金業者である被告から金銭の借入及び返済を繰り返してきた原告が、利息制限法所定の制限利率を適用して引き直し計算を行うと過払金が発生しており、また、原告は被告が原告による取引履歴の開示要求を何らの理由も

なく拒否したことにより精神的損害を被ったなどとして、過払金返還及び損害賠償を求めている事案である。

2 爭いのない事実

- (1) 被告は、登録を受けて貸金業を営んでいる会社である。
- (2) 原告は、昭和58年ころから平成17年9月2日までの間、被告との間で、利息制限法所定の制限利率を超える利息の約定で金銭消費貸借契約を締結し、金銭の借入及び返済を繰り返してきた。

そのうち、平成7年（1995年）7月27日から平成17年（2005年）9月2日までの間の借入額及び返済額は、別紙計算書のとおりである。

- (3) 原告は、平成17年9月14日、原告代理人に対し、負債整理手続の遂行を依頼し、原告代理人は、同日、被告に対し、「債権調査票に・・・必ず完済分も含め最初からの取引経過を御記入下さい」と記載した「任意整理開始通知」と題する書面を送付したが、被告は、同月27日、原告との間の取引経過の一部である平成7年（1995年）7月27日以降の部分については開示したもの、その余の部分については開示しなかった。

その後、原告代理人は、被告に対し、電話及び文書で再三にわたって全取引経過を開示するよう要請したが、被告は、開示しなかった。

3 爭点及び争点についての当事者の主張

- (1) 過払金返還請求について

（原告の主張）

ア 平成7年（1995年）7月27日から平成17年（2005年）9月2日までの間の借入額及び返済額について利息制限法所定の制限利率を適用して引き直し計算を行った結果は、別紙計算書のとおりであり、過払金は132万6720円となる。

イ(ア) 原告は、平成8年（1996年）6月27日の時点で被告に対して27万2724円の過払金返還請求権を有しており、平成18年2月20

日の本件口頭弁論期日において、上記過払金返還請求権をもって、原告が被告から平成8年7月3日に借り入れた19万円、同年9月17日に借り入れた3万円及び平成9年（1997年）2月12日に借り入れた8万円についての被告の原告に対する貸金債権とその対当額において相殺するとの意思表示をした。

そして、その後、平成9年2月12日までに発生した過払金は18万5525円となり、原告は、平成18年2月20日の本件口頭弁論期日において、上記過払金返還請求権をもって、平成9年2月12日に借り入れた8万円の残額2万7276円と対当額で相殺するとの意思表示をした。

そうすると、原告は、平成9年2月12日の時点で、被告に対し、15万8249円の過払金返還請求権を有していることになる。

(イ) 平成9年（1997年）2月13日から同年10月7日までに発生した過払金は20万7843円となり、原告は、平成18年2月20日の本件口頭弁論期日において、上記過払金返還請求権をもって、平成9年10月7日に借り入れた10万円についての被告の原告に対する貸金債権とその対当額において相殺するとの意思表示をした。

そうすると、原告は、平成9年10月7日の時点で、被告に対し、10万7843円の過払金返還請求権を有していることになる。

(ウ) 平成9年（1997年）10月8日から平成10年（1998年）3月2日までに発生した過払金は13万0032円となり、原告は、平成18年2月20日の本件口頭弁論期日において、上記過払金返還請求権をもって、平成10年3月2日に借り入れた8万円についての被告の原告に対する貸金債権とその対当額において相殺するとの意思表示をした。

そうすると、原告は、平成10年3月2日の時点で、被告に対し、5万0032円の過払金返還請求権を有していることになる。

(エ) 平成10年(1998年)3月3日から同年7月2日までに発生した過払金は10万5591円となり、原告は、平成18年2月20日の本件口頭弁論期日において、上記過払金返還請求権をもって、平成10年7月2日に借り入れた7万円についての被告の原告に対する貸金債権とその対当額において相殺するとの意思表示をした。

そうすると、原告は、平成10年7月2日の時点で、被告に対し、3万5591円の過払金返還請求権を有していることになる。

(オ) 平成10年(1998年)7月3日から同年11月13日までに発生した過払金は10万6619円となり、原告は、平成18年2月20日の本件口頭弁論期日において、平成10年11月13日に借り入れた6万円についての被告の原告に対する貸金債権とその対当額において相殺するとの意思表示をした。

そうすると、原告は、平成10年11月13日の時点で、被告に対し、4万6619円の過払金返還請求権を有していることになる。

(カ) 平成10年(1998年)11月14日から平成11年(1999年)5月12日までに発生した過払金は15万7321円となり、原告は、平成18年2月20日の本件口頭弁論期日において、平成11年5月12日に借り入れた9万円についての被告の原告に対する貸金債権とその対当額において相殺するとの意思表示をした。

そうすると、原告は、平成11年5月12日の時点で、被告に対し、6万7321円の過払金返還請求権を有していることになる。

(キ) 平成11年(1999年)5月13日から平成12年(2000年)3月15日までに発生した過払金は25万4962円となり、原告は、平成18年2月20日の本件口頭弁論期日において、平成12年3月15日に借り入れた15万円についての被告の原告に対する貸金債権とその対当額において相殺するとの意思表示をした。

そうすると、原告は、平成12年3月15日の時点で、被告に対し、10万4962円の過払金返還請求権を有していることになる。

(ク) 平成12年(2000年)3月16日から同年5月2日までに発生した過払金は5万2049円となり、原告は、平成18年2月20日の本件口頭弁論期日において、平成12年5月2日に借り入れた3万円についての被告の原告に対する貸金債権とその対当額において相殺するとの意思表示をした。

そうすると、原告は、平成12年5月2日の時点で、被告に対し、2万2049円の過払金返還請求権を有していることになる。

(4) 平成12年(2000年)5月3日から同年6月28日までに発生した過払金は5万4071円となり、原告は、平成18年2月20日の本件口頭弁論期日において、平成12年6月28日に借り入れた2万円についての被告の原告に対する貸金債権とその対当額において相殺するとの意思表示をした。

そうすると、原告は、平成12年6月28日の時点で、被告に対し、3万4071円の過払金返還請求権を有していることになる。

(二) 平成12年(2000年)6月29日から同年10月21日までの過払金は8万0193円となり、原告は、平成18年2月20日の本件口頭弁論期日において、平成12年10月21日に借り入れた6万円についての被告の原告に対する貸金債権とその対当額において相殺するとの意思表示をした。

そうすると、原告は、平成12年10月21日の時点で、被告に対し、2万0193円の過払金返還請求権を有していることになる。

(イ) 平成12年(2000年)10月22日から平成13年(2001年)3月7日までに発生した過払金は13万2191円となり、原告は、平成18年2月20日の本件口頭弁論期日において、平成13年3月7

日に借り入れた7万円についての被告の原告に対する貸金債権と対当額において相殺するとの意思表示をした。

そうすると、原告は、平成13年3月7日の時点で、被告に対し、6万2191円の過払金返還請求権を有していることになる。

(シ) 平成13年(2001年)3月8日から同年8月2日までに発生した過払金は13万0837円となり、原告は、平成18年2月20日の本件口頭弁論期日において、平成13年8月2日に借り入れた8万円についての被告の原告に対する貸金債権とその対当額において相殺するとの意思表示をした。

そうすると、原告は、平成13年8月2日の時点で、被告に対し、5万0837円の過払金返還請求権を有していることになる。

(ス) 平成13年(2001年)8月3日から同年10月14日までに発生した過払金は5万4205円となり、原告は、平成18年2月20日の本件口頭弁論期日において、平成13年10月14日に借り入れた3万円についての被告の原告に対する貸金債権とその対当額において相殺するとの意思表示をした。

そうすると、原告は、平成13年10月14日の時点で、被告に対し、2万4205円の過払金返還請求権を有していることになる。

(セ) 平成13年(2001年)10月15日から平成14年(2002年)3月16日までに発生した過払金は11万2930円となり、原告は、平成18年2月20日の本件口頭弁論期日において、平成14年3月16日に借り入れた5万円についての被告の原告に対する貸金債権とその対当額において相殺するとの意思表示をした。

そうすると、原告は、平成14年3月16日の時点で、被告に対し、6万2930円の過払金返還請求権を有していることになる。

(ソ) 平成14年(2002年)3月17日から同年6月30日までに発生

した過払金は8万5317円となり、原告は、平成18年2月20日の本件口頭弁論期日において、平成14年6月30日に借り入れた4万円についての被告の原告に対する貸金債権とその対当額において相殺するとの意思表示をした。

そうすると、原告は、平成14年6月30日の時点で、被告に対し、

4万5317円の過払金返還請求権を有していることになる。

(タ) 平成14年(2002年)7月1日から同年11月29日までに発生した過払金は10万7770円となり、原告は、平成18年2月20日の本件口頭弁論期日において、平成14年11月29日に借り入れた4万円についての被告の原告に対する貸金債権とその対当額において相殺するとの意思表示をした。

そうすると、原告は、平成14年11月29日の時点で、被告に対し、

6万7770円の過払金返還請求権を有していることになる。

(チ) 平成14年(2002年)11月30日から平成15年(2003年)3月28日までに発生した過払金は8万4742円となり、原告は、平成18年2月20日の本件口頭弁論期日において、平成15年3月28日に借り入れた4万円についての被告の原告に対する貸金債権とその対当額において相殺するとの意思表示をした。

そうすると、原告は、平成15年3月28日の時点で、被告に対し、

4万4742円の過払金返還請求権を有していることになる。

(ツ) 平成15年(2003年)3月29日から同年5月1日までに発生した過払金は2万1907円となり、原告は、平成18年2月20日の本件口頭弁論期日において、平成15年5月1日に借り入れた2万円についての被告の原告に対する貸金債権とその対当額において相殺するとの意思表示をした。

そうすると、原告は、平成15年5月1日の時点で、被告に対し、1

907円の過払金返還請求権を有していることになる。

(ア) 平成15年(2003年)5月2日から同年10月8日までに発生した過払金は10万7376円となり、原告は、平成18年2月20日の本件口頭弁論期日において、平成15年10月8日に借り入れた3万円についての被告の原告に対する貸金債権とその対当額において相殺するとの意思表示をした。

そうすると、原告は、平成15年10月8日の時点で、被告に対し、7万7376円の過払金返還請求権を有していることになる。

(ト) 平成15年(2003年)10月9日から同年12月24日までに発生した過払金は4万2380円となり、原告は、平成18年2月20日の本件口頭弁論期日において、平成15年12月24日に借り入れた4万円についての被告の原告に対する貸金債権とその対当額において相殺するとの意恩表示をした。

そうすると、原告は、平成15年12月24日の時点で、被告に対し、2380円の過払金返還請求権を有していることになる。

(ア) 平成15年(2003年)12月25日から平成16年(2004年)6月9日までに発生した過払金は12万6678円となり、原告は、平成18年2月20日の本件口頭弁論期日において、平成16年6月9日に借り入れた6万円についての被告の原告に対する貸金債権とその対当額において相殺するとの意思表示をした。

そうすると、原告は、平成16年6月9日の時点で、被告に対し、6万6678円の過払金返還請求権を有していることになる。

(二) 平成16年(2004年)6月10日から同年9月24日までに発生した過払金は6万4637円となり、原告は、平成18年2月20日の本件口頭弁論期日において、平成16年9月24日に借り入れた3万円についての被告の原告に対する貸金債権とその対当額において相殺する

との意思表示をした。

そうすると、原告は、平成16年9月24日の時点で、被告に対し、3万4637円の過払金返還請求権を有していることになる。

(ア) 平成16年(2004年)9月25日から同年12月6日までに発生した過払金は6万4566円となり、原告は、平成18年2月20日の本件口頭弁論期日において、平成16年12月6日に借り入れた3万円についての被告の原告に対する貸金債権とその対当額において相殺するとの意思表示をした。

そうすると、原告は、平成16年12月6日の時点で、被告に対し、3万4566円の過払金返還請求権を有していることになる。

(イ) 平成16年(2004年)12月7日から平成17年(2005年)3月16日までに発生した過払金は6万5008円となり、原告は、平成18年2月20日の本件口頭弁論期日において、平成17年3月16日に借り入れた3万円についての被告の原告に対する貸金債権とその対当額において相殺するとの意思表示をした。

そうすると、原告は、平成17年3月16日の時点で、被告に対し、3万5008円の過払金返還請求権を有していることになる。

(ウ) 平成17年(2005年)3月17日から同年4月6日までに発生した過払金は2万0273円となり、原告は、平成18年2月20日の本件口頭弁論期日において、平成17年4月6日に借り入れた1万円についての被告の原告に対する貸金債権とその対当額において相殺するとの意思表示をした。

そうすると、原告は、平成17年4月6日の時点で、被告に対し、1万0273円の過払金返還請求権を有していることになる。

(エ) 平成17年(2005年)4月7日から同年6月29日までに発生した過払金は6万5417円となり、原告は、平成18年2月20日の本

件口頭弁論期日において、平成17年6月29日に借り入れた3万円についての被告の原告に対する貸金債権とその対当額において相殺するとの意思表示をした。

そうすると、原告は、平成17年6月29日の時点で、被告に対し、3万5417円の過払金返還請求権を有していることになる。

(ヒ) 平成17年(2005年)6月30日から同年9月2日までに発生した過払金は4万3556円となり、原告は、平成18年2月20日の本件口頭弁論期日において、平成17年9月2日に借り入れた2万円についての被告の原告に対する貸金債権とその対当額において相殺するとの意思表示をした。

そうすると、原告は、平成17年9月2日の時点で、被告に対し、2万3556円の過払金返還請求権を有していることになる。

(フ) 被告は、過払の利息の受領について、善意の受益者である。

ウ したがって、原告は、被告に対し、過払金返還請求権として、132万6720円及び別紙損害金計算書の「請求債権元金」欄記載の各金額について「遅延損害金起算日」欄記載のそれぞれの日から支払済みまで「損害金年率」欄記載のそれぞれの割合による金員の支払を求める請求権を有している。

エ 原告に対して、いつ、いくら貸し渡したかについての主張立証責任は、被告にある。

また、被告は、原告による利息の支払について、利息制限法所定の制限利率を超過する無効なものであったことを認識していたのであり、その支払が貸金業法43条1項の要件を充足している場合には、利息の支払として有効なものとみなされると考えていたにすぎないところ、被告自身が自認するとおり、原告による利息の支払は、貸金業法43条1項の要件を満たしていないのであるから、被告が同要件を満たしていたものと思い込んでいたのである。

でいたとしても、それは法の不知にすぎず、被告が悪意の受益者であることに変わりはない。

(被告の主張)

ア 過払金は、61万1539円である。

イ 原告は、平成7年7月27日の時点で残元金が0円であると主張するが、残元金が0円であることについては、原告が立証すべきである。

ウ 被告は、原告との取引の当初から貸金業法43条1項のみなし弁済の成立を信じて疑わなかったのであるから、悪意の受益者ではない。

(2) 損害賠償請求について

(原告の主張)

ア 貸金業者は、債務者から取引履歴の開示を求められた場合には、その開示要求が濫用にわたると認められるなど特段の事情のない限り、貸金業法の適用を受ける金銭消費貸借契約の付隨義務として、信義則上、保存している業務帳簿に基づいて、取引履歴を開示すべき義務を負うものと解されている。

それにもかかわらず、被告は、何らの理由もないのに、原告による取引履歴の開示要求を拒絶し続けたため、原告の債務整理は大幅に遅れ、原告は、その間、精神的に不安定な立場に置かれた。

被告が取引履歴の開示を拒絶したことによって原告に生じた精神的苦痛についての賠償額は、30万円が相当である。

イ 被告は、原告代理人の照会に対して、残元金49万5000円の債権を有する旨文書で回答しているところ、取引が継続しており、請求債権を有していると主張する場合には、その債権の残高の計算は取引当初からの貸付け及び返済を前提としているのであるから、後のトラブルに備えて、データを保存しているはずである。

(被告の主張)

被告は、個人情報保護法の施行に伴い、データの漏洩防止のため、10年以前のデータは保存しておらず、被告が保存しているデータで開示できるものは、全て開示した。

(3) 弁護士費用について

(原告の主張)

被告が何らの理由もないのに原告による取引履歴の開示要求を拒否し続けたため、原告は、被告との関係を整理するために、本件訴訟を起こすことを余儀なくされた。

原告が弁護士に支払うべき着手金及び報酬のうち、10万円については、被告が取引履歴の開示を拒絶したことと相当因果関係を有する。

(被告の主張)

争う。

第3 当裁判所の判断

1 爭点(1)（過払金返還請求）について

(1) 利息制限法所定の制限利率を超える利息を支払ったことを理由とする過払金返還請求においては、貸付けの事実及びこれに対する利息制限法所定の制限利率を超える利息の支払の事実を主張すれば足り、同一当事者間において貸付け及び返済が繰り返されている場合には、原告において過払となっている期間の取引経過を主張することになり、借入残高が存在するとの主張は、上記事実に対する積極否認になるものと解するべきである。

これを本件についてみると、上記第2、2(2)のとおり、原告が昭和58年ころから平成17年9月2日までの間に被告との間で利息制限法所定の制限利率を超える利息の約定で金銭消費貸借契約を締結して金銭の借入及び返済を繰り返してきたこと、平成7年7月27日から平成17年9月2日まで別紙計算書のとおり金銭の借入及び返済を繰り返してきたことについては争いがなく、過払金は132万6720円となる。上記認定に反する乙第1号証

は採用することができない。

(2) 貸金業法43条1項の定めるみなし弁済が認められるためには、①金銭消費貸借契約の締結時において、貸主が貸金業の登録を受けて貸金業を営む者であること、②業として金銭消費貸借契約を締結したこと、③利息制限法1条1項所定の制限利率を超える額の金銭を債務者が利息として指定して任意に支払ったこと、④⑤の利息の支払が金銭消費貸借契約の締結時、17条書面を遅滞なく交付している者に対する支払であること、⑥⑦の利息の支払を受けたとき、18条書面をその都度、直ちに交付している者に対する支払であることが必要である。

しかしながら、被告は、貸金業法43条1項のみなし弁済の成立を信じて疑わなかつたと主張するのみで、上記の③から⑤までの要件があつたことについては何等、主張、立証しないのであるから、被告が貸金業法43条1項のみなし弁済の成立を信じていたものと認めることはできない。

そして、被告は、利息制限法所定の制限利率を超える利息を收受していることを認識しており、上記のとおり貸金業法43条1項のみなし弁済の成立を主張するものの、その要件があつたことについて主張、立証しないのであるから、過払となつた当初から悪意の受益者であったものと認められる。

2 争点(2)（損害賠償請求）について

貸金業者は、債務者から取引履歴の開示を求められた場合には、その開示要求が濫用にわたると認められるなど特段の事情のない限り、貸金業法の適用を受ける金銭消費貸借契約の付隨義務として、信義則上、保存している業務帳簿に基づいて取引履歴を開示すべき義務を負うものと解するべきである。

これを本件について見ると、上記第2、2(3)のとおり、被告が原告に対してその取引履歴の一部しか開示しなかつた事実については争いがなく、被告による取引履歴の一部不開示は、不法行為を構成するものというべきである。

この点について、被告は、10年以前のデータは保存しておらず、被告が保

存しているデータで開示できるものは、全て開示したと主張するが、現に取引が継続しており、しかも、借入残高が存在している部分についての取引経過を保存していないというのは、不自然であるし、そもそも、貸金業法19条によれば、貸金業者は、その営業所又は事務所ごとに、その業務に関する帳簿を備え、債務者ごとに貸付けの契約について契約年月日、貸付けの金額、受領金額等を記載し、これを保存しなければならないのであるから、10年以前のデータを保存していないというのは、開示しないことについての正当な理由となるものではない。

そして、本件訴訟に現れた資料を総合勘案すると、被告による取引履歴の一部不開示による慰謝料は、30万円をもって相当と認める。

3 争点(3)（弁護士費用）について

被告による取引履歴の一部不開示と相当因果関係のある弁護士費用相当の損害は、10万円をもって相当と認める。

第4 結論

以上によれば、原告の請求は、理由がある。

福岡地方裁判所第5民事部

裁 判 官 村 上 泰 彦

(別紙計算書)

年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金
1 1995/7/27		0.18				0	0
2 1995/8/28	26,650	0.18	32	0	0	-26,650	
3 1995/9/27	26,280	0.18	30	0	0	-52,930	
4 1995/10/27	25,910	0.18	30	0	0	-78,840	
5 1995/11/27	25,540	0.18	31	0	0	-104,380	
6 1995/12/27	25,160	0.18	30	0	0	-129,540	
7 1995/12/31	0.18	4		0	0	-129,540	
8 1996/1/29	24,790	0.18	29	0	0	-154,330	
9 1996/2/27	24,420	0.18	29	0	0	-178,750	
10 1996/3/27	24,050	0.18	29	0	0	-202,800	
11 1996/4/30	23,680	0.18	34	0	0	-226,480	
12 1996/5/27	23,308	0.18	27	0	0	-249,788	
13 1996/6/27	22,936	0.18	31	0	0	-272,724	
14 1996/7/3	190,000	0.18	6	0	0	-82,724	
15 1996/7/29	22,564	0.18	26	0	0	-105,288	
16 1996/8/27	30,716	0.18	29	0	0	-136,064	
17 1996/9/17	30,000	0.18	21	0	0	-106,064	
18 1996/9/27	26,532	0.18	10	0	0	-132,596	
19 1996/10/28	27,173	0.18	31	0	0	-159,769	
20 1996/11/27	26,532	0.18	30	0	0	-186,301	
21 1996/12/27	26,160	0.18	30	0	0	-212,461	
22 1996/12/31	0.18	4		0	0	-212,461	
23 1997/1/27	25,788	0.18	27	0	0	-238,249	
24 1997/2/27	80,000	0.18	16	0	0	-158,249	
25 1997/2/27	25,416	0.18	15	0	0	-183,665	
26 1997/3/27	28,071	0.18	28	0	0	-211,736	
27 1997/4/28	26,656	0.18	32	0	0	-238,392	
28 1997/5/27	26,284	0.18	29	0	0	-264,676	
29 1997/6/27	25,912	0.18	31	0	0	-290,588	
30 1997/7/28	25,540	0.18	31	0	0	-316,128	

(別紙計算書)

年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未起利息	残元金
31 1997/8/27		25,168	0.18	30	0	0	-341,296
32 1997/9/29		24,796	0.18	33	0	0	-366,092
33 1997/10/7	100,000	0	0.18	8	0	0	-266,092
34 1997/10/27		24,424	0.18	20	0	0	-290,516
35 1997/11/27		28,244	0.18	31	0	0	-318,760
36 1997/12/29		26,160	0.18	32	0	0	-344,920
37 1997/12/31		0	0.18	2	0	0	-344,920
38 1998/1/27		25,788	0.18	27	0	0	-370,708
39 1998/2/27		25,416	0.18	31	0	0	-396,124
40 1998/3/2	80,000	0	0.18	3	0	0	-316,124
41 1998/3/27		25,044	0.18	25	0	0	-341,168
42 1998/4/27		28,351	0.18	31	0	0	-369,519
43 1998/5/27		26,284	0.18	30	0	0	-395,803
44 1998/6/29		25,912	0.18	33	0	0	-421,715
45 1998/7/2	70,000	0	0.18	3	0	0	-351,715
46 1998/7/27		25,540	0.18	25	0	0	-377,255
47 1998/8/27		28,387	0.18	31	0	0	-405,642
48 1998/9/28		26,532	0.18	32	0	0	-432,174
49 1998/10/27		26,160	0.18	29	0	0	-458,334
50 1998/11/13	60,000	0	0.18	17	0	0	-398,334
51 1998/11/27		25,788	0.18	14	0	0	-424,122
52 1998/12/28		27,637	0.18	31	0	0	-451,759
53 1998/12/31		0	0.18	3	0	0	-451,759
54 1999/1/27		26,532	0.18	27	0	0	-478,291
55 1999/3/1		26,160	0.18	33	0	0	-504,451
56 1999/3/29		25,788	0.18	28	0	0	-530,239
57 1999/4/27		25,416	0.18	29	0	0	-555,655
58 1999/5/12	90,000	0	0.18	15	0	0	-465,655
59 1999/5/27		25,044	0.18	15	0	0	-490,699
60 1999/6/28		28,078	0.18	32	0	0	-518,777

(別紙計算書)

年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金
61 1999/7/27	26,532	0.18	29	0	0	0	-545,309
62 1999/8/27	26,160	0.18	31	0	0	0	-571,469
63 1999/9/27	25,788	0.18	31	0	0	0	-597,257
64 1999/10/27	25,416	0.18	30	0	0	0	-622,673
65 1999/11/29	25,044	0.18	33	0	0	0	-647,717
66 1999/12/27	24,672	0.18	28	0	0	0	-672,389
67 1999/12/31	0.18	4	0	0	0	0	-672,389
68 2000/1/27	24,300	0.18	27	0	0	0	-696,689
69 2000/2/28	23,928	0.18	32	0	0	0	-720,617
70 2000/3/15	150,000	0.18	16	0	0	0	-570,617
71 2000/3/27	23,556	0.18	12	0	0	0	-594,173
72 2000/4/27	28,493	0.18	31	0	0	0	-622,666
73 2000/5/2	30,000	0.18	5	0	0	0	-592,666
74 2000/5/29	26,532	0.18	27	0	0	0	-619,198
75 2000/6/27	27,539	0.18	29	0	0	0	-646,737
76 2000/6/28	20,000	0.18	1	0	0	0	-626,737
77 2000/7/27	26,847	0.18	29	0	0	0	-653,584
78 2000/8/28	26,863	0.18	32	0	0	0	-680,447
79 2000/9/27	26,483	0.18	30	0	0	0	-706,930
80 2000/10/21	60,000	0.18	24	0	0	0	-646,930
81 2000/10/27	25,746	0.18	6	0	0	0	-672,676
82 2000/11/27	27,524	0.18	31	0	0	0	-700,200
83 2000/12/27	26,432	0.18	30	0	0	0	-726,632
84 2001/1/27	26,434	0.18	29	0	0	0	-753,066
85 2001/1/29	26,055	0.18	29	0	0	0	-779,121
86 2001/2/27	26,000	0.18	8	0	0	0	-799,121
87 2001/3/7	24,643	0.18	20	0	0	0	-733,764
88 2001/3/27	28,168	0.18	31	0	0	0	-761,332
89 2001/4/27	26,254	0.18	31	0	0	0	-788,186
90 2001/5/28						0	

(別紙計算書)

年月日	借入金額	余済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金
91 2001/6/27	26,251	0.18	30	0	0	0	-814,437
92 2001/7/27	25,521	0.18	30	0	0	0	-839,958
93 2001/8/2	80,000	0.18	6	0	0	0	-759,958
94 2001/8/27	25,498	0.18	25	0	0	0	-785,451
95 2001/9/27	28,712	0.18	31	0	0	0	-814,163
96 2001/10/14	30,000	0.18	17	0	0	0	-784,163
97 2001/10/29	26,314	0.18	15	0	0	0	-810,477
98 2001/11/27	22,377	0.18	29	0	0	0	-832,854
99 2001/12/27	21,412	0.18	30	0	0	0	-854,266
100 2001/12/31	0.18	4	0	0	0	0	-854,266
101 2002/1/28	21,540	0.18	28	0	0	0	-875,806
102 2002/2/27	21,287	0.18	30	0	0	0	-897,093
103 2002/3/16	50,000	0.18	17	0	0	0	-847,093
104 2002/3/27	19,967	0.18	11	0	0	0	-867,060
105 2002/4/30	22,478	0.18	34	0	0	0	-889,538
106 2002/5/27	21,373	0.18	27	0	0	0	-910,911
107 2002/6/27	21,499	0.18	31	0	0	0	-932,410
108 2002/6/30	40,000	0.18	3	0	0	0	-892,410
109 2002/7/29	21,767	0.18	29	0	0	0	-914,177
110 2002/8/27	21,973	0.18	29	0	0	0	-936,150
111 2002/9/27	21,720	0.18	31	0	0	0	-957,870
112 2002/10/28	21,096	0.18	31	0	0	0	-978,966
113 2002/11/27	21,214	0.18	30	0	0	0	-1,000,180
114 2002/11/29	40,000	0.18	2	0	0	0	-960,180
115 2002/12/27	21,522	0.18	28	0	0	0	-981,702
116 2002/12/31	0.18	4	0	0	0	0	-981,702
117 2003/1/27	21,687	0.18	27	0	0	0	-1,003,389
118 2003/2/27	21,434	0.18	31	0	0	0	-1,024,823
119 2003/3/27	20,099	0.18	28	0	0	0	-1,044,922
120 2003/3/28	40,000	0.18	1	0	0	0	-1,004,922

(別紙計算書)

年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金
121 2003/4/28	21,907	0.18	31	0	0	0	-1,026,829
122 2003/5/1	20,000	0.18	3	0	0	0	-1,006,829
123 2003/5/27		21,278	0.18	26	0	0	-1,028,107
124 2003/6/27		22,316	0.18	31	0	0	-1,050,423
125 2003/7/28		21,263	0.18	31	0	0	-1,071,686
126 2003/8/27		21,386	0.18	30	0	0	-1,093,072
127 2003/9/29		21,133	0.18	33	0	0	-1,114,205
128 2003/10/8	30,000	0.18	9	0	0	0	-1,084,205
129 2003/10/27		20,533	0.18	19	0	0	-1,104,738
130 2003/11/27		21,847	0.18	31	0	0	-1,126,585
131 2003/12/24	40,000	0.18	27	0	0	0	-1,086,585
132 2003/12/29		20,770	0.18	5	0	0	-1,107,355
133 2003/12/31		0.18	2	0	0	0	-1,107,355
134 2004/1/27		21,988	0.18	27	0	0	-1,129,343
135 2004/2/27		21,618	0.18	31	0	0	-1,150,961
136 2004/3/29		20,640	0.18	31	0	0	-1,171,601
137 2004/4/27		21,129	0.18	29	0	0	-1,192,730
138 2004/5/27		20,533	0.18	30	0	0	-1,213,263
139 2004/6/9	60,000	0.18	13	0	0	0	-1,153,263
140 2004/6/28		20,640	0.18	19	0	0	-1,173,903
141 2004/7/27		22,379	0.18	29	0	0	-1,196,282
142 2004/8/27		21,618	0.18	31	0	0	-1,217,900
143 2004/9/24	30,000	0.18	28	0	0	0	-1,187,900
144 2004/9/27		21,374	0.18	3	0	0	-1,209,274
145 2004/10/27		21,574	0.18	30	0	0	-1,230,848
146 2004/11/29		21,618	0.18	33	0	0	-1,252,466
147 2004/12/6	30,000	0.18	7	0	0	0	-1,222,466
148 2004/12/27		21,007	0.18	21	0	0	-1,243,473
149 2004/12/31		0.18	4	0	0	0	-1,243,473
150 2005/1/27		22,383	0.18	27	0	0	-1,265,856

(別紙計算書)

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金
151	2005/2/28		21,618	0.18	32	0	0	-1,287,474
152	2005/3/16	30,000	0.18	16	0	0	0	-1,257,474
153	2005/3/28		20,273	0.18	12	0	0	-1,277,747
154	2005/4/6	10,000	0.18	9	0	0	0	-1,267,747
155	2005/4/27		22,146	0.18	21	0	0	-1,289,893
156	2005/5/27		21,653	0.18	30	0	0	-1,311,546
157	2005/6/27		21,618	0.18	31	0	0	-1,333,164
158	2005/6/29	30,000	0.18	2	0	0	0	-1,303,164
159	2005/7/27		21,693	0.18	28	0	0	-1,324,857
160	2005/8/29		21,863	0.18	33	0	0	-1,346,720
161	2005/9/2	20,000	0.18	4	0	0	0	-1,326,720

(別紙) 損害金計算書

	請求債権元金	遅延損害金起算日	損害金年率
1	15万8249円	平成9年2月13日	年6分
2	10万7843円	平成9年10月8日	同上
3	5万0032円	平成10年3月3日	同上
4	3万5591円	平成10年7月3日	同上
5	4万6619円	平成10年11月14日	同上
6	6万7321円	平成11年5月13日	同上
7	10万4962円	平成12年3月16日	同上
8	2万2049円	平成12年5月3日	同上
9	3万4071円	平成12年6月29日	同上
10	2万0193円	平成12年10月22日	同上
11	6万2191円	平成13年3月8日	同上
12	5万0837円	平成13年8月3日	同上
13	2万4205円	平成13年10月15日	同上
14	6万2930円	平成14年3月17日	同上
15	4万5317円	平成14年7月1日	同上
16	6万7770円	平成14年11月30日	同上
17	4万4742円	平成15年3月29日	同上
18	1907円	平成15年5月2日	同上
19	7万7376円	平成15年10月9日	同上
20	2380円	平成15年12月25日	同上
21	6万6678円	平成16年6月10日	同上
22	3万4637円	平成16年9月25日	同上
23	3万4566円	平成16年12月7日	同上
24	3万5008円	平成17年3月17日	同上
25	1万0273円	平成17年4月7日	同上
26	3万5417円	平成17年6月30日	同上
27	2万3556円	平成17年9月3日	同上

これは正本である。

平成18年6月29日

福岡地方裁判所第5民事部

裁判所書記官 西尾和宏

